

令状請求 ハンドブック 〔第2版〕

司法研修所上席教官(検察教官室)

杉山 徳明

司法研修所次席教官

関根 亮

司法研修所教官

山下 順平

司法研修所教官

武井 聰士

編著

■ A5判 ■ 並製 ■ 336頁

■ 定価 2,530円 (本体2,300円+税10%)

ISBN978-4-8037-2494-3 C3032

本書のポイント

令状実務の基本的な理解及び解釈・運用に役立つ!

令状請求に伴う実務上の問題点について、判例や実務の慣行を踏まえてわかりやすく解説! 令状主義の要件・方式といった基本知識のほか、令状主義の本質から強制捜査全般までをひと通り学ぶのにも役立つ。

令状実務のキホンを短時間で把握できる!

一問一答方式だから、時間的な制約がある中でも活用しやすく、適正な捜査に役立つ!

第2版では、情報通信技術の発展や捜査手法の変化に対応!

社会状況の変化や、新判例等を踏まえて、新たに設問を追加するなど、従来の内容もアップデート! スマートフォン、カーナビ、サーバ・コンピュータの普及等に対応した有効かつ適切な証拠化に資する一冊。

内容見本

改訂に当たって

本書は、第一版で捜査に従事する検査官が、令状請求等を行うに当たって生じ得る実務上の問題点について、判例や実務慣行等を踏まえ、わかりやすく解説するものであり、令状請求等の執務を行う際に役立てていただくことを目的としている。

そのため、第一版で改訂に従事する検査官が、こうした社会の変化に伴う捜査の在り方に關して頭を悩ますことでもなくないと思われる。例えば、コミュニケーションツールのデジタル化が広く浸透した結果、犯罪に関する情報もデジタル情報をとしてスマートフォンの各種専用機器やサーバ・コンピュータに残存することが多くなっています。捜査の現場においても、こうしたデジタル情報を適切に証拠化することが必要になっているほか、その情報を管理するサーバ・コンピュータが海外に存在する場合に追従されることもあるかもしれません。またスマートフォンやカーナビゲーションシステムの普及により、発信位置情報や移動履歴に対する捜査を行う場面に直面することも少なくないと思われる。そして、GPSを利用した押収については

3

74 携帯電話の位置探査のための検証

携帯電話の位置探査等のための検証に際して留意すべき事項はなにか。

1 携帯電話の所在位置に関する検査について

実務上、携帯電話の所在位置を検査する方法としては、①対象となる携帯電話が発する微弱電波を通信事業者の基地アンテナで受信し、当該基地局からの方位と距離等からおよその位置を特定する方法(以下「基地局情報の取得」という)、と、②通信事業者のシステムを通じて対象となる携帯電話のGPS位置情報を取得する方法(以下「GPS情報の取得」という)がある。

2 基地局情報の取得について

基地局情報の取得については、⑦過去の特定の通話時点における携帯電話の所在位置の情報を取得する場合と⑧現に逃亡中の被疑者が使用する携帯電話の所在位置を探索する

⑦の場合、通常、特記録した文書を差押許可書押収ハンドブック225

他方、⑧の場合、通常用する携帯電話の所在位置から、実務上、検証課

第74回 197

第91回 245

91 押収した電磁的記録媒体内からの情報の読み出し

押収した電磁的記録媒体内に保存された情報を読み出すために、裁判官の発する命令を取得する必要があるか。

〔関係条文〕刑訴法222条1項、111条1項・2項、111条の2

1 新たな令状の要否について

電磁的記録媒体の差押許可状の発布を受けた場合、差押えの現場において、差押え等に「必要な処分」(同説221、1111・Ⅱ)を行なうことができる。その処分は電磁的記録媒体の情報の読み出しを当然の前提としており、電磁的記録媒体の押収後にその記録媒体内の情報を読み出しどころ、押収の効力として当然認められると解される(令状実務解説901)。

よって、押収した電磁的記録媒体内に保存された情報を読み出すに当たり、新たな令状は不要である。

捜査機関は、自ら電子計算機等を操作し又は専門的な知識を有する補助者を作成させるなどの方法により、情報の読み出しを行うこと

92 GPS機器を使用した検査

車両に使用者の承諾なく極端にGPS端末を取り付け、位置情報を探索・把握することは可能か。

〔関係条文〕刑訴法197条1項但書、218条1項

1 問題の所在

車両に使用者の承諾なく極端にGPS端末を取り付け、その位置情報を探索・把握する検査(以下「GPS検査」という)が強制処分だとはせず、別訴法197条1項但書の「この法律に特別の定める場合」に該当しなければ、これを行うことはできないため、GPS検査が強制処分か否かが問題となる。

2 強制処分該当性

最大判平29・3・15刑集71・3・13は、広域集團窃盗、強盗物侵入被害事件において、GPS検査は、対象車両の時刻の位置情報を検索し、把握すべく行為をするものであるが、その性質・個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に關わるものであって、対象車両及びその使用者の所在と行動状況を逐一把握することを可能にして、個人の行動を徹底的、継続的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るもので、公権力による私的領域への侵入を伴うものといふべきであると説いた上で、憲法35条は、住所、書類及び所持品に限らず、これに準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれるとし、GPS検査は、個人の意思を制圧して法の保障する重要な法的权益を侵害するものとして別訴法上、特別の規定がないければ許容されない強制処分に当たるとした。

93 協力要請

する者は、処分を受ける者に対し、「電子計算機の操作能力」を求めることができる(同説221、1111の2)。弱分化復元化などをこの「必要な協力」の中に含めていると

判決後のいて、押収905。

協力要請

方がどこ

留意が

令状請求 ハンドブック 〔第2版〕

杉山 徳明
関根 亮
山下 順平
武井 聰士

ますます
便利

用語索引・判例索引付き!

用語索引

オンライン化 4

【あ】

アクセスログ 241

足型 274

【か】

概略的表示 173

判例索引

大審院、最高裁判所

大判大13・11・28刑集3・834 257

最判昭23・12・14刑集2・13・1751 78

目次裏面参照▶▶▶

令状請求ハンドブック〔第2版〕

目次 (抜粋)

第1章 総 説

第2章 逮 捕

- 9 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その1:作成者、罪名、被疑事実の要旨、請求先】
- 10 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その2:被疑者特定の程度】
- 11 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その3:有効期間、引致場所】
- 12 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その4:逮捕の理由及び必要】
- 13 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その5:前の逮捕状の請求又は発付】
- 14 逮捕状請求書(甲)の記載要領【その6:数通の逮捕状、刑訴法199条1項但書に定める事由】
- 15 逮捕状請求の際に提供すべき資料
- 16 逮捕状請求の審査
- 17 逮捕状請求の却下と撤回
- 18 所在不明の被疑者に対する逮捕状の更新
- 19 引致場所変更請求と同請求書の記載要領
- 20 緊急逮捕の合憲性
- 21 緊急逮捕が許される犯罪
- 22 緊急逮捕における犯罪の嫌疑の程度
- 23 緊急逮捕における緊急性
- 24 緊急逮捕後の逮捕状請求手続
- 25 緊急逮捕の必要
- 26 緊急逮捕後における逮捕状の請求
- 27 逮捕状請求書(乙)の記載要領
- 28 逮捕状請求の際に提供すべき資料
- 29 緊急逮捕後における逮捕状請求の審査
- 30 緊急逮捕した被疑者が逃走した場合と逮捕状請求の要否
- 31 現行犯逮捕の要件【その1:犯罪と犯人の明白性】
- 32 現行犯逮捕の要件【その2:犯罪の現行性・時間的接着性】
- 33 準現行犯逮捕の要件【その1:犯罪及び時間的接着性の明白性】
- 34 準現行犯逮捕の要件【その2:「犯人として追呼されているとき」の意義】
- 35 準現行犯逮捕の要件【その3:「贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき」の意義】
- 36 準現行犯逮捕の要件【その4:「身体又は被服に犯罪の顯著な証跡があるとき」の意義】
- 37 準現行犯逮捕の要件【その5:「誰何されて逃走しようとするとき」の意義】

第3章 勾 留

- 40 勾留の理由と必要
- 41 勾留の理由【その1:住居不定】
- 42 勾留の理由【その2:罪証隠滅のおそれ】
- 43 勾留の理由【その3:逃亡のおそれ】
- 44 勾留請求の手続
- 45 勾留の場所
- 46 違法な逮捕と勾留請求
- 47 勾留請求却下に対してとり得る措置
- 48 勾留期間の延長

第4章 逮捕・勾留に係る諸問題

- 49 逮捕・勾留と事件単位の原則
- 50 身柄拘束中に逃走した被疑者を再拘束する方法
- 51 別件逮捕・勾留
- 52 余罪取調べの可否と限界
- 53 同一事実による再逮捕・再勾留
- 54 常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否
- 55 弁護人らとの接見交通
- 56 弁護人ら以外の者との接見交通
- 57 少年の逮捕
- 58 少年の勾留
- 59 外国人の逮捕・勾留

第5章 検索・差押え・検証・身体検査

- 61 検索・差押え・検証・身体検査
- 62 令状による検索・差押え・検証・身体検査の要件
- 63 検索場所の特定
- 64 差押えの対象となる物
- 65 差押え対象物の特定
- 66 罪名、罰則の記載
- 67 検索差押許可状への被疑事実の記載
- 68 第三者に対する検索・差押え
- 69 郵便物・電信に対する検索・差押え
- 70 差押えの許される証拠物と被疑事実との関連性の程度
- 71 場所に対する検索差押許可状による身体に対する検査の可否
- 72 検索差押許可状の執行についての必要な処分
- 73 検証に伴う処分
- 74 携帯電話の位置探索のための検証
- 75 検証と実況見分
- 76 検索・差押え・検証許可状の請求、身体検査令状の請求
- 77 検索・差押え・検証許可状請求書の記載要領
- 78 身体検査令状請求書の記載要領
- 79 裁判官による検索・差押え・検証・身体検査の必要性の判断
- 80 令状によらない検索・差押え・検証・身体検査の要件
- 81 逮捕現場における検索・差押え・検証・身体検査【その1:時間的範囲】
- 82 逮捕現場における検索・差押え・検証・身体検査【その2:場所的範囲】
- 83 承諾による検索・差押え
- 84 別件検索・差押え
- 85 同一事実による再検索・再差押え
- 86 報道機関の取材・フィルム等に対する検索・差押え
- 87 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 88 電気通信回線で接続している記録媒体からの複写(リモート・アクセス)
- 89 記録命令付差押え
- 90 電磁的記録の保全要請
- 91 押収した電磁的記録媒体内からの情報の読み出し

第6章 鑑定留置・鑑定上必要な処分

- 93 鑑定留置請求上の留意点
- 94 鑑定留置期間の延長・短縮
- 95 鑑定処分
- 96 鑑定処分許可請求書の作成上の留意事項

第7章 検索・差押え・検証・身体検査・鑑定上必要な処分に係る諸問題

- 97 電話等の傍聴と令状
- 98 GPS機器を使用した検査
- 99 強制採尿と令状
- 100 強制採血と令状
- 101 指紋の採取と令状
- 102 体腔に挿入され、又は嚥下された証拠物の押収と令状
- 103 毛髪、爪などの強制採取と令状
- 104 被疑者不詳と令状請求
- 105 死者を被疑者とする令状請求
- 106 夜間執行について

第8章 その他の諸問題

- 107 犯罪人引渡しに係る拘禁・仮拘禁
- 108 國際捜査共助等に関する法律による令状請求
- 109 没収保全・追徴保全の請求

付 錄

申込書

* 令状請求ハンドブック〈第2版〉

合 計

部

ご所属名	府 県
(署・隊・課)	

ご担当者名 (TEL :)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibananashobo.co.jp>